

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-②)

| 施策目標  |                          | 2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する  |               |               |                            |   |                    | 担当部局名                                 | 住宅局                                 |        | 作成責任者名  | 住宅政策課長 阿萬 哲也 |                               |         |
|---|--------------------------|--|---------------|---------------|----------------------------|---|--------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|--------|---|--------------|-------------------------------|---------|
| 施策目標の概要及び達成すべき目標  |                          | 住宅ストックの質の向上を図る取組や、市場における適正な取引の実現に資する施策等を通じ、適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境を整備する。これにより、良質な住宅ストックが将来世代へ承継されるとともに、国民が求める住宅を無理のない負担で安心して選択できる市場の実現を目指す。 |               |               |                            |   |                    | 施策目標の評価結果                             | 政策体系上の位置付け                          |        | 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進  |              | 政策評価実施予定時期                    | 平成31年8月 |
| 業績指標  |                          | 初期値  | 実績値           |               |                            |   |                    | 評価結果                                  |                                     |        | 目標値   | 目標年度         | 業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等 |         |
| 9 既存住宅流通の市場規模<br>【AP改革項目関連:社会資本整備分野】<br>【APのKPI】                      |                          | 4兆円  | 平成25年         | 4兆円           | -                          | -   | -                  | -                                     | 8兆円                                 | 平成37年  | 「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(8兆円(平成37年))から設定。<br>【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】  |              |                               |         |
| 10 既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合<br>【AP改革項目関連:社会資本整備分野】<br>【APのKPI】 |                          | 5%   | 平成26年度        | -             | 5%                         | -   | -                  | -                                     | 20%                                 | 平成37年度 | 「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合(20%(平成37年))から設定。<br>【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】  |              |                               |         |
| 11 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合                               |                          | 46%  | 平成25年度        | 46%           | -                          | -   | -                  | -                                     | 60%                                 | 平成32年度 | 分譲マンションは、共用部分を共同で管理することから、適正な維持管理には、長期間にわたる修繕計画とそれに基づく修繕費用の積立を行うことが必要であり、合理的で適正な管理等を示す指標として、住生活基本計画(H28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(70%(H37))をもとに現況値と平成37年度末までの目標値との差を按分し、平成32年度末までの数値を形式的に設定。 |              |                               |         |
| 12 新築住宅における認定長期優良住宅の割合  |                          | 11.5%  | 平成26年度        | -             | 11.5%                      | 11.4%   | 11.2%              | 11.3%                                 | 16%                                 | 平成32年度 | 「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している新築住宅における認定長期優良住宅の割合の目標値(20%(平成37年))を基に、現況値と平成37年度末までの目標値との差を按分し、平成32年度末までの数値を形式的に設定したものの。   |              |                               |         |
| 13 リフォームの市場規模   |                          | 7兆円  | 平成25年         | 7兆円           | -                          | -   | -                  | -                                     | 12兆円                                | 平成37年  | 「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(12兆円(平成37年))から設定。   |              |                               |         |
| 14 マンションの建替え等の件数(昭和50年からの累計)  |                          | 約250件  | 平成26年度        | -             | 約250件                      | 263件  | 283件               | 305件                                  | 388件                                | 平成32年度 | マンションの改修・建替え等による再生を促進する施策の効果を測定するための指標として、住生活基本計画(H28.3.18閣議決定)で設定している目標値(約500件(H37))をもとに現況値と平成37年度末までの目標値との差を按分し、平成32年度末までの数値を形式的に設定。  |              |                               |         |
| 達成手段<br>(開始年度)  | 予算額計(執行額)                |  |               |               | 30年度<br>当初<br>予算額<br>(百万円) | 達成手段の概要   | 関連する<br>業績指標<br>番号 | 達成手段の目標(30年度)<br>(上段:アウトプット、下段:アウトカム) |                                     |        |   |              |                               |         |
|   | 30年度<br>行政事業レビュー<br>事業番号 | 27年度<br>(百万円)  | 28年度<br>(百万円) | 29年度<br>(百万円) |                            |   |                    |                                       |                                     |        |   |              |                               |         |
| (1) 住宅市場環境整備推進経費<br>(平成18年度)  | 0005                     | 77<br>(71)   | 77<br>(65)    | 80<br>(66)    | 69                         | 事業の目的を達成するため、平成29年度は3つの調査等を行う。<br>①住宅市場に係る総合的な調査経費<br>②マンションストックの適正な管理及び再生のための調査検討経費<br>③長期優良住宅の制度普及・運用の適正化に関する調査検討経費   | 9,11,12,13,14      | 調査本数                                  | -                                   |        |   |              |                               |         |
| (2) 市街地環境整備推進経費<br>(平成18年度)   | 0006                     | 30<br>(29)   | 30<br>(28)    | 30<br>(28)    | 30                         | 近年の経済社会状況の変化を踏まえつつ、建築等を通じた良好な市街地環境の形成を図るため、建築基準法上の集団規定に関する要望を実現するため、求められる環境性能(周辺への影響度合い等)に基づく合理的な用途規制や近年の居住環境ニーズに対応した形態規制のあり方や運用方策等について具体的に検討を進める。  | -                  | 建築基準法集団規定に係る規制・制度改革事項の調査件数            | 建築基準法集団規定に係る規制・制度改革事項の達成割合          |        |   |              |                               |         |
| (3) 住宅・建築物安全安心対策推進経費<br>(平成15年度)                                      | 0007                     | 128<br>(121)   | 124<br>(119)  | 128<br>(124)  | 126                        | 各種検討や調査等(建築基準法の施行状況に係る基礎的なデータ収集のための調査、既設の昇降機等の改修状況調査や効果的な改修についての調査検討等)を実施する。  | -                  | 調査本数                                  | 住宅の利活用期間<br>①滅失住宅の平均築後年数<br>②住宅の滅失率 |        |   |              |                               |         |
| (4) 民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業<br>(平成20年度)                             | 0008                     | 500<br>(488)   | 450<br>(442)  | 425<br>(425)  | 425                        | 国が住宅・建築物に係る技術基準の整備、見直しをする上で必要な調査事項について、国が設定した課題に基づき、基礎的なデータ・技術的知見の収集・蓄積等の調査及び基礎資料の作成を行う民間事業者等に対して補助する。<br>・補助率:定額補助(補助限度額は1事業者あたり、6千万円としている。ただし、実大試験等の大がかりな実験を必要とする調査事項については、外部有識者を含む本事業の評価委員会に諮り、その妥当性が了承されたものに限る。補助限度額を超えて補助金を交付することとしている。) | -                  | 当該年度に実施した調査事項数                        | 各課題において設定した調査目標に対して成果の達成度を評価した平均値   |        |   |              |                               |         |

|      |   |          |                    |                    |                    |        |  |          |   |
|------|---|----------|--------------------|--------------------|--------------------|--------|--|----------|---|
| (5)  | 建築物の安全確保のための体制の整備事業<br>(平成22年度)                                   | 0009     | 300<br>(300)       | 300<br>(300)       | 300<br>(300)       | 450    | 下記の建築物の安全確保のための体制整備を行う民間事業者等に対する補助。<br>①耐震化等の促進: 建築確認が行われた物件から抽出した建築物の耐震性等の検証の実施、特定行政庁の違反是正指導の技術的支援等<br>②耐火構造等の品質確保のための体制の整備: 大臣認定を取得した耐火構造等について、市場流通品の品質や生産体制の検証、認定仕様による試験体の作成、耐火試験等による性能の確認等<br>③建築材料等に関するサンプル調査: 大臣認定を取得した建築材料等について、生産現場への立ち入りによる性能検査・品質管理体制の確認、または性能確認試験等による性能の確認等<br>・補助率: 定額補助<br>(H30から「建築材料等に関するサンプル調査」と事業が統合された。) | -        | ①本事業により耐震性の検証を行った物件数<br>②本事業による耐火構造等の性能の確認数<br>③本事業による建築材料等の性能の確認数<br><br>①耐震性の検証を行った物件数に対する法への不適合が確認された物件数の割合<br>②耐火関連の構造方法等のサンプル調査において性能の確認数に対する必要な性能等を有しないことが確認された件数の割合<br>③建築材料等のサンプル調査実施件数において性能の確認数に対する必要な性能等を有していないことが確認された件数の割合 |
| (6)  | マンション管理適正化・再生推進事業<br>(平成25年度)                                     | 0010     | 115<br>(90)        | 100<br>(86)        | 100<br>(92)        | 90     | マンション管理適正化・再生推進に当たっての課題解決に向けた管理組合の活動を後押しする取組を支援<br>①マンションの新たな維持管理の適正化・再生促進<br>②老朽化マンションの建替え等の専門家による相談体制等の整備  | 11,14    | 交付団体数<br>-  |
| (7)  | 住宅建築技術高度化・展開推進事業<br>(平成26年度)                                      | 0011     | 1,562<br>(1,478)   | 1,383<br>(1,282)   | 1,461<br>(1,351)   | 1,470  | 住宅・建築物の環境対策、長寿命化対策、安全対策等の行政上の諸課題に対応するため、民間事業者の知見・ノウハウを活用し、技術開発を推進するとともに、基準や制度の普及促進、産業の展開の取組(※)を総合的に推進する。(補助率: 定額補助、1/2)<br>※産業の展開の取組については平成29年度まで  | 31       | -<br>-  |
| (8)  | 多世代交流型住宅ストック活用推進事業<br>(平成27年度)                                    | 0014     | 32<br>(32)         | 29<br>(29)         | 32<br>(32)         | 30     | 個人住宅等の所有者、地域内での住替え検討者、移住及び二地域居住の検討者、地域内で事業を実施しようとする利活用検討者を主たる対象として、総合的なワンストップの相談体制を整備するとともに、住宅の管理・利活用に関するモデル的な取組に対して、国がその実施に要する費用の一部を補助する。   | 9        | 総合相談窓口の設置件数<br>モデル的取組に係る事業の実施件数<br><br>平成37年度に既存住宅流通の市場規模を8兆円まで引き上げる。   |
| (9)  | 住宅ストック維持・向上促進事業<br>(平成28年度)<br>【AP改革項目関連: 社会資本整備分野】<br>【APのKPI関連】 | 0019     | -<br>-             | 1,046<br>(1,005)   | 975<br>(722)       | 975    | 健全な中古住宅・リフォーム市場の発展を図るため、良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、消費者が住宅生活に関するニーズを的確に充足できる市場環境を整備する取組に対し支援を行う。<br>【APのKPIと同じ指標を測定指標の一つとして設定している】   | 9,10,13  | -<br>-  |
| (10) | 定期報告制度の運用に関する調査事業<br>(平成28年度)                                     | 0021     | -<br>-             | 45<br>(45)         | 45<br>(45)         | 45     | 定期報告の対象となっている建築物、昇降機等について、定期調査・検査現場への立入りにより調査・検査の実態を把握し、収集した事例の分析等により、同制度の改善点の整理を行う民間事業者等に対して補助を行う。<br>・補助率: 定額補助  | -        | 立入り調査を実際に行った件数<br>・講習の結果、修了考査等に合格し、調査員・検査員となった人数<br>・調査項目のうち、検査基準通りに検査が実施されている割合  |
| (11) | 環境・ストック活用推進事業<br>(平成23年度)   | 0071     | 28,450<br>(12,929) | 7,803<br>(6,884)   | 9,703<br>(7,943)   | 10,221 | 住宅・建築物の省エネ・省CO2、木造化、気候風土に応じた木造住宅の建築技術・工夫等による低炭素化、健康・介護、災害時の継続性、少子化対策、防犯対策、建物の長寿命化等に係る先導的な技術の普及促進に寄与するリーディングプロジェクトや既存建築物の省エネ化に対して支援を行い、その成果の普及等を通じて、住宅・建築物の省エネ化を推進する。   | 31       | -<br>-  |
| (12) | 地域型住宅グリーン化事業<br>(平成27年度)  | 0120     | 276<br>(276)       | 14,535<br>(11,976) | 13,978<br>(11,457) | 11,500 | 耐久性や省エネルギー性に優れた良質な住宅の供給を促進するため、地域の住宅産業の主要な担い手である中小住宅生産者が、こうした住宅を効果的かつ継続的に供給できるようにするための技術力の向上、住宅供給体制の強化を行う。   | 12,31    | -<br>-  |
| (13) | 長期優良住宅化リフォーム推進事業<br>(平成28年度)                                      | 0121     | -<br>-             | 656<br>(655)       | 3,616<br>(3,407)   | 4,200  | 既存住宅のリフォームによる耐震性や耐久性、省エネルギー性能等に優れた良質な住宅ストックの形成及び三世帯同居など複数世帯の同居がしやすい環境の整備を図ることを目的とする。(補助率: 1/3)   | 13,31,46 | -<br>-  |
| (14) | 地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業<br>(平成29年度)                                 | 0023     | -<br>-             | -<br>-             | 465<br>(310)       | 450    | 急激な大工技能者の減少・高齢化に対し、地域における木造住宅施工技術体制を維持・整備し、地域の優良な住宅ストックを形成するため、民間事業者からなるグループが行う大工技能者育成のための研修活動を支援する。   | 12,13    | -<br>-  |
| (15) | 建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業<br>(平成29年度)                          | 0024     | -<br>-             | -<br>-             | 161<br>(199)       | 218    | 建築確認・審査手続きの円滑化や各種規制改革要望等に対応した制度見直し事項の円滑かつ確実な施行を図るとともに、設計者・審査側双方の体制整備・資質向上を推進するため、制度見直し内容の設計者側・審査側への周知徹底、設計者・審査側の技術力向上に向けた取組を行う者を助成することを目的とする。  | -        | 補助金の交付件数<br>構造計算適合性判定を要する物件に係る申請受付から確認済証交付までに要した実日数の平均(事前相談期間を含む)   |
| (16) | 住宅瑕疵等に係る情報インフラ整備事業<br>(平成30年度)<br>【APのKPI関連】                      | 新30-0001 | -<br>-             | -<br>-             | -<br>-             | 120    | 民間事業者等が個別に保有する住宅瑕疵等に係る情報について、適切な維持管理やインスペクション等の促進といった既存住宅の品質向上対策や取引の円滑化に活用するための一元的かつ横断的なデータベースやシステムを整備する取組等に支援を行う。<br>【APのKPIと同じ指標を測定指標の一つとして設定している】   | 9,13     | -<br>-  |

|                                     |          |                    |                    |        |       |   |   |  |  |
|-------------------------------------|----------|--------------------|--------------------|--------|-------|---|---|--|--|
| 住宅建築技術国際展開支援事業<br>(17)業<br>(平成30年度) | 新30-0003 | -                  | -                  | -      | 95    | 民間事業者等が新興国等からの要請に基づき実施する以下の事業に対して支援を行う。<br>・新興国等への事業展開に関するフィージビリティスタディ(事業化調査)、相手国政府職員等を対象とする技術見学会・制度研修会・セミナー・ワークショップ・技術提案等の企画・開催(補助率:定額)<br>・新興国等における技術建築制度構築に資する技術の提供、一般に対する技術情報の提供(補助率:1/2) | - | 新興国等への事業展開に関する事業化調査、セミナー・技術提案等の企画・開催、技術・技術情報の提供の実施回数及び実施対象国数 |  |
|                                     |          | -                  | -                  | -      |       |   |   | -  |  |
| 施策の予算額・執行額                          |          | 26,408<br>(25,780) | 37,350<br>(37,002) | 55,625 | 5,612 | 施策に関する内閣の重要政策<br>(施策方針演説等のうち主なもの)   |   |  |  |
| 備考                                  |          |                    |                    |        |       |   |   |  |  |